

正

健康保険 被保険者報酬月額変更届

日付印	常務理事	事務長	課長	係長	係員

健康保険被保険者証に記載されている番号を記入してください。

記入例

令和 3 年 7 月 5 日

受付日付印

事業所記号 **406**

事業所所在地 〒113-0021 **東京都文京区本駒込6-2-19**

事業所名称 **株式会社 健康保険事業研究所**

事業主氏名 **健保 一郎**

電話番号 **03 (3946) 8561**

健康保険被保険者証に記載されている番号を記入してください。

改定年月の1日が当組合受付年月日から60日以上遡及する場合は、次の①及び②を添付してください。

① 固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月まで（4ヶ月間）の賃金台帳の写し

② 固定的賃金の変動があった月から改定月の前月まで（3ヶ月間）の出勤簿の写し

※ 役員の場合は、取締役会等の議事録の写しについても添付してください。

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑦ 個人番号	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前の改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑩ 備考	
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 報酬月額		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑮ 備考	

1	① 123	② 服装 太郎	③ 5 - 411127	④ 3 年 5 月	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額	⑩ 備考
	健 410 千円	厚 410 千円	2 年 9 月	2 月 2 降給	⑪ 昇給	⑫ 0 円	⑬ 昇給・降給の理由
	⑨ 2 月 31 日	⑩ 通貨 460,000 円	⑪ 現物 0 円	⑫ 合計(⑪+⑫) 460,000 円	⑬ 昇給	⑭ 1,380,000 円	(基本給 50,000円昇給)
	⑨ 3 月 28 日	⑩ 通貨 460,000 円	⑪ 現物 0 円	⑫ 合計(⑪+⑫) 460,000 円	⑬ 昇給	⑭ 460,000 円	2. 短時間労働者(特定適用事業所等)
	⑨ 4 月 31 日	⑩ 通貨 460,000 円	⑪ 現物 0 円	⑫ 合計(⑪+⑫) 460,000 円	⑬ 昇給	⑭ 460,000 円	3. 二以上事業所勤務者
					⑮ 平均額 470 千円		4. その他 ()

個人番号は記入しないでください。

2	① 125	② 服装 花子	③ 7 - 020101	④ 3 年 7 月	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額	⑩ 備考
	健 150 千円	厚 150 千円	2 年 9 月	4 月 2 降給	⑪ 昇給	⑫ 0 円	⑬ 昇給・降給の理由
	⑨ 4 月 21 日	⑩ 通貨 178,500 円	⑪ 現物 0 円	⑫ 合計(⑪+⑫) 178,500 円	⑬ 昇給	⑭ 178,500 円	(パート 時給単価100円増額)
	⑨ 5 月 20 日	⑩ 通貨 170,000 円	⑪ 現物 0 円	⑫ 合計(⑪+⑫) 170,000 円	⑬ 昇給	⑭ 170,000 円	標準報酬月額が5等級以上引き下がる場合は、次の①及び②を添付してください。
	⑨ 6 月 19 日	⑩ 通貨 161,500 円	⑪ 現物 0 円	⑫ 合計(⑪+⑫) 161,500 円	⑬ 昇給	⑭ 161,500 円	① 固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月まで(4ヶ月間)の賃金台帳の写し
					⑮ 平均額		② 固定的賃金の変動があった月から改定月の前月まで(3ヶ月間)の出勤簿の写し
					⑯ 修正平均額		※ 役員の場合は、取締役会等の議事録の写しについても添付してください。

標準報酬月額が5等級以上引き下がる場合は、次の①及び②を添付してください。

① 固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月まで(4ヶ月間)の賃金台帳の写し

② 固定的賃金の変動があった月から改定月の前月まで(3ヶ月間)の出勤簿の写し

※ 役員の場合は、取締役会等の議事録の写しについても添付してください。

社員食堂などで食事が支給される場合や住宅(社宅や寮などの)の貸与など、現物で支給されるものについては、その現物を厚生労働大臣が定めた都道府県ごとの標準価額(毎年見直しが行われます。)に基づいて通貨に換算し、通貨による支給分と合算して標準報酬月額の決定を行います。ただし、被保険者から費用の一部を徴収している場合は、厚生労働大臣が定めた標準価額の3分の2以上の額を徴収しているときは現物給与とみなされず、報酬に算入されません。

例として、被保険者から費用の一部を徴収している場合。
 東京都の事業所で、昼食を21日分支給した場合。
 標準価額(令和3年度価額): 250円 × 21日分 = 5,250円
 標準価額の3分の2: 5,000円 × 2/3 = 3,500円

- 被保険者からの徴収額が3,500円以上の場合.....現物給与とみられ報酬に算入されません。
- 被保険者からの徴収額が3,500円未満の場合.....標準価額との差額が報酬となります。

4	⑤ 健 980 千円	⑥ 厚 620 千円	⑦ 2 年 9 月	⑧ 4 月 2 降給	⑨ 昇給	⑩ 遡及支払額	⑫ 備考
	⑬ 4 月 31 日	⑭ 通貨 500,000 円	⑮ 現物 0 円	⑯ 合計(⑮+⑰) 500,000 円	⑱ 昇給	⑲ 1,500,000 円	⑳ 昇給・降給の理由
	⑬ 5 月 30 日	⑭ 通貨 500,000 円	⑮ 現物 0 円	⑯ 合計(⑮+⑰) 500,000 円	⑱ 昇給	⑲ 500,000 円	(役員報酬 500,000円減額)
	⑬ 6 月 31 日	⑭ 通貨 500,000 円	⑮ 現物 0 円	⑯ 合計(⑮+⑰) 500,000 円	⑱ 昇給	⑲ 500,000 円	2. 短時間労働者(特定適用事業所等)
					㉑ 平均額 500 千円		3. 二以上事業所勤務者
					㉒ 修正平均額		4. その他 ()

5	① 153	② 健保 祐一	③ 7 050302	④ 3 年 7 月	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額	⑩ 備考
	健 142 千円	厚 142 千円	1 年 9 月	4 月 2 降給	⑪ 昇給	⑫ 15,000 円	⑬ 昇給・降給の理由
	⑨ 4 月 31 日	⑩ 通貨 171,000 円	⑪ 現物 5,250 円	⑫ 合計(⑪+⑫) 175,800 円	⑬ 昇給	⑭ 497,400 円	(4月に3月に遡った昇給があり、昇給差額15,000円を4月に支給)
	⑨ 5 月 30 日	⑩ 通貨 156,000 円	⑪ 現物 5,250 円	⑫ 合計(⑪+⑫) 160,800 円	⑬ 昇給	⑭ 165,800 円	2. 短時間労働者(特定適用事業所等)
	⑨ 6 月 31 日	⑩ 通貨 156,000 円	⑪ 現物 5,250 円	⑫ 合計(⑪+⑫) 160,800 円	⑬ 昇給	⑭ 160,800 円	3. 二以上事業所勤務者
					⑮ 平均額 160 千円		4. その他 ()
					⑯ 修正平均額		月21日、社員食堂にて昼食を支給、本人より費用徴収なし。